

## 千早赤阪村耐震改修促進計画の計画期間の延長について

千早赤阪村では「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく『千早赤阪村耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っております。

本村における耐震改修促進計画を改定するに当たっては、大阪府が定める「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」の内容を踏まえたうえで検討する必要があるため、大阪府耐震改修促進計画が改定される令和7年度の翌令和8年度に改定し、公表する予定です。そのため、令和7年度までとしている本村の計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

### 【計画期間の延長】

現行計画期間：平成28年度から令和7年度

変更後計画期間：平成28年度から令和8年度

### 【お問合せ先】

千早赤阪村産業建設部都市整備課

TEL:0721-26-7138（内線272）

FAX:0721-72-1880

E-Mail: [tokei@vill.chihayaakasaka.lg.jp](mailto:tokei@vill.chihayaakasaka.lg.jp)